

# 関東高等学校・中学校ゴルフ連盟規約

## 第1章 名称および事務所

### (名称)

第1条 本連盟は、関東高等学校・中学校ゴルフ連盟（以下関東高ゴ連と呼ぶ）と称する。

### (事務所)

第2条 本連盟は、東京都新宿区市谷八幡町1新高ビル802に事務所をおく。

## 第2章 目的

### (目的)

第3条 本連盟は、一般社団法人日本高等学校・中学校ゴルフ連盟と緊密な連絡をとり、高等学校の教育の一貫である部活動としてのゴルフを通じて、心身を鍛え、社会生活を営む上で必要な諸事項を身につけることを目的とする。

## 第3章 組織

### (加盟校)

- 第4条
1. 本連盟は、関東地区に所在する高等学校・中学校に所属するゴルフ部（以下加盟校と呼ぶ）をもって組織する。
  2. 高等学校・中学校のゴルフ部とは、各学校における名称に係わらず、加盟校において認めた課外活動組織をいう。また、学校加盟するには、顧問を最低1名つけることが義務付けられる。
  3. 本連盟でいう関東地区とは、次の1都10県をいう。東京都、茨城県、千葉県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県、埼玉県、神奈川県、山梨県、静岡県。

### (学校個人登録)

第5条 加盟校所属の部員は、個人登録をしてはじめて本連盟の会員となる。

### (個人加盟登録)

第6条 関東地区に所在する高等学校・中学校に在籍する生徒で、その高等学校・中学校にゴルフ部がなく、または加盟校に加盟していない場合、本連盟の承認を得た場合、その生徒を個人の資格で加盟させることができる。

### (都県＜支部＞高等学校・中学校ゴルフ連盟)

- 第7条
1. 本連盟は、関東地区の都県単位で結成された高等学校・中学校のゴルフ部で組織される団体を、都県高等学校・中学校ゴルフ連盟（以下都県高ゴ連と呼ぶ）と称する。
  2. 都県単位の連盟が組織できない場合、支部高等学校・中学校ゴルフ連盟を組織することができる。支部連盟を組織する場合には、都県単位で独立した都県高ゴ連に帰属させるか、あるいは都県単位では未独立の県を合わせて組織できる。なお、支部連盟を組織する場合は、地域が隣接していなければならない。

3. 都県高ゴ連の活動を円滑に運営するために、関東高ゴ連の了解の下、都県高ゴ連を数ブロックに分割することは認められる。

(中学部)

第8条 本連盟は、本連盟の部門として、中学部を組織する。中学部への規約の適用は、高等学校に準ずるものとする。

(会費)

第9条 本連盟に加盟する学校および個人は、別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

- 第10条
1. 本連盟に加盟を希望する高等学校・中学校は、加盟申請書を連盟に提出しなければならない。
  2. 本連盟に加盟を希望する個人は、個人加盟申請書および在学証明書又は学校発行の身分証明書を連盟に提出しなければならない。
  3. 学校加盟および個人加盟の申請書が不備の場合、その申請は無効とする。

(退会)

- 第11条
1. 本連盟を退会しようとする加盟校および個人（個人加盟者）は、連盟に申し出なければならない。
  2. 加盟校を卒業した者および加盟校の部員でなくなったときは、退会したものとみなす。

(除名)

- 第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、除名することができる。
- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
  - (2) 本連盟の名誉を毀損し、または本連盟の目的に反する行為をしたとき。
  - (3) 本連盟の規約または規則に違反したとき。

(罰則)

- 第13条
1. 前条第2号第3号に該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、除名のほかに次の措置を取ることができる。
    - (1) 訓告
    - (2) 出場停止
  2. 罰則についての必要な事項は、理事会で別に定める。

(抛出金品の不返還)

第14条 退会し、または除名された加盟校および個人がすでに納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

## 第4章 事業

### (事業)

第15条 本連盟は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高等学校・中学校ゴルフ選手権大会の開催および運営
- (2) 加盟者に対する指導、監督
- (3) 指導者などの育成
- (4) 一般社団法人日本高等学校・中学校ゴルフ連盟への協力
- (5) 関東各都県高等学校・中学校ゴルフ連盟相互の連絡、調整
- (6) 他のゴルフ団体との連絡、調整、協力及び提携に関する活動
- (7) ホームページ、SNS等による広報活動
- (8) その他、目的を達成するために必要な事項

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第16条 1. 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 理事長 1名
  - (4) 副理事長 若干名
  - (5) 理事 12～22名
  - (6) 永年理事 若干名
  - (7) 監事 1～2名
  - (8) 参与 若干名
2. 会長及び副会長は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
  3. 理事長は、関東高ゴ連の理事会で理事または永年理事より選出する。
  4. 副理事長は、理事長の指名で、理事または永年理事より若干名を選出する。
  5. 理事は、各都県高ゴ連より理事長ほか1名を選出する。中学部より若干名選出する。
  6. 支部高ゴ連は、その理事長と支部を構成する県の数の理事を選出することができる。この場合、加盟校のない県は該当しない。
  7. 永年理事とは、理事に携わった経験のある者で、理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
  8. 監事は理事以外の顧問および永年理事より理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
  9. 参与は理事会の推薦により、若干名おくことができる。
  10. 大会運営に携わる委員として、各地区の推薦により若干名置くことができる。

### (職務)

第17条 1. 会長は本連盟を代表し、本連盟を統轄する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、その職を代行する。
3. 理事長は会長、副会長を補佐し、業務全般を統轄し、その職を代行する。
4. 副理事長は会長、副会長、理事長を補佐し、業務全般を統轄し、会長、副会長および理事長が不在のときは、その職を代行する。
5. 理事は、会長、副会長、理事長、副理事長を補佐し、業務全般を統括する。また、各都県および各支部の業務分掌を統括する。分掌は、総務・事務局、財務、競技、広報、賞罰、強化、育成（研修会業務）、中学部等を各都県および各支部で別に定める。
6. 監事は会計を監査する。
7. 参与は、大会の競技運営に関わることができる。

#### (任期)

- 第 18 条
1. 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。
  2. 補欠または増員により就任した役員の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とする。
  3. 役員は、辞任した場合または任期満了の場合において欠員が生じる場合は、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解任)

- 第 19 条
- 役員で、その行為が法令もしくはこの規約に違反し、または役員としての品位を著しく損したときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により解任することができる。

### 第 6 章 会議

#### (種別)

- 第 20 条
- 本連盟の会議は、総会、連盟会議、理事会とする。

#### (構成)

- 第 21 条
1. 総会は、加盟校の顧問をもって構成する。
  2. 連盟会議は、連盟役員をもって構成する。
  3. 理事会は、理事長、副理事長、理事、監事、参与をもって構成する。

#### (機能)

- 第 22 条
1. 総会は、この規約に別に定めるもののほか、連盟の運営に関する重要な事項を議決する。
  2. 連盟会議は、理事会に付議すべき事項を議決する。
  3. 理事会は、本連盟の執行での最高議決機関として、次の事項を議決する。
    - (1) 事業計画および収支予算の決定
    - (2) 事業報告および収支決算の承認
    - (3) 委員会の議決した事項の議決と執行に関すること

- (4) 議決を要した業務の執行に関すること
- (5) その他本連盟の運営に関する重要な事項で、理事会に付議すべき事項

- 第 23 条
1. 総会は、会長および理事長が必要と認めたとき、また、加盟校顧問総数の 5 分の 1 以上もしくは監事からの目的事項を示した請求があったとき開催する。
  2. 連盟会議、会長および理事長が必要と認めたとき、開催することができる。
  3. 定例理事会は、毎年 3 回開催する。
  4. 臨時理事会は、会長および理事長が必要と認めたとき、または理事の 3 分の 2 以上から会議の目的たる事項を示した請求があったとき開催する。

(召集)

- 第 24 条
1. 会議は、会長および理事長が招集する。
  2. すべての会議は、その構成員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、総会においては開会日の 14 日前、その他の会議においては開会日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

- 第 25 条
1. 総会の議長は、その総会において、出席の加盟校顧問の中から選任する。
  2. 理事会は、独立した都県高ゴ連より選出された理事が輪番でこれに当たる。

(定足数)

- 第 26 条
- 会議は、総会においては加盟校の 3 分の 1 以上の、理事会及びその他の会議においては構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

- 第 27 条
1. 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席加盟校の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、加盟校として議決に加わる権利を有しない。
  2. 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。
  3. その他の会議の議事は、原則として出席構成員の同意をもって決する。

(書面表決等)

- 第 28 条
- やむを得ない理由により総会および理事会に出席できない加盟校および理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したもののみならず。

(議事録)

- 第 29 条
- 総会、理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 加盟校または理事の現在数
- (3) 会議に出席した加盟校の数または理事の氏名（書面表決者および表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過および要領ならびに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名は理事長・副理事長とする。

## 第7章 業務組織

### （委員会）

- 第30条 1. 本連盟は、第15条の事業を行うため必要な委員を置く。
2. 委員の業務分掌・組織および運営は、第17条第5項に示す理事が委員で、都県高ゴ連より選出された理事とともに担当する。

### （事務所）

- 第31条 1. 本連盟は事務の処理のため、事務所を設ける。
2. 事務所の運営に必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第8章 資産および会計

### （資産の構成）

- 第32条 本連盟の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 会費
  - (2) 事業に伴う収入
  - (3) 資産から生ずる収入
  - (4) 補助・寄付金品
  - (5) その他からの収入

### （資産の管理）

- 第33条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

### （経費の支弁）

- 第34条 本連盟の経費は、資産をもって支弁する。

### （予算および決算）

- 第35条 本連盟の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後の4ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

### （経理運営）

- 第36条 本連盟の経理運営に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

(事業年度)

第 37 条 本連盟の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 9 章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第 38 条 この規約は、総会において加盟校数の 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

- 第 39 条
1. 本連盟が総会の意志に基づいて解散する場合は、加盟校数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。
  2. 解散に伴う残余財産の処分は、総会において、加盟校数の 4 分の 3 以上の同意を得、本連盟と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

## 第 10 章 雑則

(委任)

第 40 条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 付則

1975 年 4 月 1 日設立

2019 年 5 月 1 日施行

2024 年 3 月 1 日改正

2024 年 3 月 1 日改正

本連盟の役員に会計職を若干名おく

(団体名称の変更)

関東高等学校ゴルフ連盟から関東高等学校・中学校ゴルフ連盟に変更

(所在地の変更)

埼玉県熊谷市籠原南 1-30 コンフォート籠原南 303 から東京都新宿区市谷八幡町 1 新高ビル 802 に事務所移転のため変更

2026 年 3 月 1 日改正

内容の見直し

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明する。

関東高等学校・中学校ゴルフ連盟 理事長 橋本 賢一 印